

くらし 国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

追納制度
学生納付特例・若年者納付猶予の承認を受けた期間は年金受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。収入が得られるようになった時は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、国民年金保険料を納める「追納制度」をご利用ください。

学生納付特例制度（20歳以上の学生）
学生は一般的に所得が少ないため、本人所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。
対象は学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。また夜間・定時制課程や通信制課程の人にも対象です。
◆次の書類を持って市民課・各支所で手続きをしましょう。
【承認期間は4月～翌年3月】
①年金手帳または納付書
②印鑑
③学生証または在学証明書（コピーも可）
※前年所得がある人は、雇用保険受給資格者証・離職票等をお持ちください
※今年度も在学予定である場合、4月に届いている再申請用紙に必要事項を記入し、返送してください
若年者納付猶予制度（30歳未満の学生でない人）
本人・配偶者の所得が一定額以下の人は、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。※これらの申請を行わず保険料が未納の場合、障害年金等が受けられなくなる場合があります

お知らせ 市役所の組織が一部変わりました

▶問い合わせ 人事課 ☎73-3002

まちづくり推進隊の設立・発足に取り組んでいた政策部地域内分権推進課が、7地区すべてにおいて推進隊の活動基盤ができたことにより「政策部田園都市推進課」に業務を統合し、推進隊の活動充実のためのバックアップをしていきます。
また水道局は2課体制を取ってきましたが、水道局料金センターが開設されたことに伴い、監理課と工務課を統合し、水道課を創設しました。
【田園都市推進課】 ☎73・3011 三豊市役所2階
【水道課】 ☎62・1133 水道局2階

募集 三豊市職員募集

▶申し込み・問い合わせ 人事課 ☎73-3002

募集人数
【試験区分】
・一般行政事務（大学卒業程度） 5人程度
・土木（大学卒業程度） 1人程度
・建築（大学卒業程度） 1人程度（一級建築士）
第一次試験日 7月28日（日）
試験場所 受験票送付時に通知
申し込み期間
6月24日（月）～7月5日（金）（土・日曜日除く）
提出場所 人事課
※郵送可（7月5日（金）必着）
受験申込書・募集要項は、人事課および各支所にあります。また市ホームページからもダウンロードできます。
※受験資格等の詳細については、募集要項をご覧ください。
◎幼稚園教諭・保育士の採用試験は9月22日（日）（広報7月号に募集記事掲載）を予定しています。
(注)台風その他事情により、試験日を変更する場合は、市ホームページ等でお知らせします。

お知らせ 『近世の三豊』を発刊しました

▶問い合わせ 生涯学習課 ☎62-1113

「古代の三豊」「中世の三豊」に引き続き『近世の三豊』を刊行しました。「近世」という私たちの生活・文化の原風景において、三豊市域がどのような役割を担ったのか、資料を提示しながら分かりやすく説明しています。
フルカラー A4版
全106ページ
各1,000円

販売場所
生涯学習課 ☎62・1113
宗吉かわらの里展示館 ☎56・2301
詫間町考古館 ☎83・6858

その他市内の各公民館でも販売しています。



くらし ～本人通知制度に登録を～ 戸籍や住民票の不正取得を抑止するために

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

「本人通知制度」とは「あなた」の戸籍や住民票を「あなた以外」の人に交付した時、交付したことの事実を「あなた」にお知らせする制度です。これは、戸籍や住民票の不正取得を抑止するために行っています。
平成16年頃から昨年にかけ、調査会社などのグループが、全国の市町村から戸籍や住民票を不正に取得していたことが発覚しました。現在の戸籍法や住民基本台帳法では、請求理由が正当と認められると本人以外の戸籍や住民票を取得することができ、これを不正に利用したものです。戸籍や住民票からは家族構成や現住所を知ることができ、これが悪用されれば結婚や就職差別などの人権侵害につながるほか、ストーカー行為やオレオレ詐欺などに利用される恐れもあります。
「本人通知制度」への登録によって交付されたことが分かれば、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が図られ、不正取得を抑止することにつながります。
あなたの個人情報を守るために「本人通知制度」に登録しましょう。登録の手続きについては市民課までお問い合わせください。

催し 6月1日は人権擁護委員の日

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

人権擁護委員の皆さんと、一斉相談の日程は次のとおりです。（敬称略・順不同）

町名	人権擁護委員名	相談日程	相談場所
詫間町	藤村 隆 柚本 計悟 渡里 典子 小野 敏夫	6月1日（土）	詫間福祉センター
財田町	重信 厚 木下 政晴 川崎 廣美	6月5日（水）	財田庁舎
山本町	大野 邦子 和田 光博 藤川 和子 近藤 貞則	6月3日（月）	山本町農村環境改善センター
高瀬町	石井 昭夫 奈尾 礼子 入江 健一 詫間 定男	6月3日（月）	高瀬町農村環境改善センター
三野町	加賀宇由基 丸岡有美子 建林伊都子 佐藤 咲子	6月1日（土）	三野町社会福祉センター
仁尾町	木下 実 辻 演美 大矢根節子	6月1日（土）	仁尾庁舎
豊中町	十川 剛 秋山 勝美 秋山 茂利 馬淵 澄子	6月5日（水）	豊中庁舎

※相談時間は午前10時～午後3時まで
※4月1日付けで、加賀宇由基さん（三野町）が再任、小野益一さん（高瀬町）が新しく法務大臣から委嘱されました

四国一斉12時間電話相談
日時 6月3日（月）午前9時～午後9時
電話番号 ☎0120（459）737

特設人権相談所
人権擁護委員および法務局職員が相談を受けます。
日時 6月1日（土） 午前10時～午後4時
場所 高松市生涯学習センター（まなびCAN）